

3 免許申請書記載例

◎ 各面共通

- (1) 申請元の「近畿地方整備局長・大阪府知事殿」は、いずれかを2本線で抹消してください。
- (2) *印欄は記入しないでください。
- (3) 記入にあたっては、黒色のボールペンなどで記入してください。
- (4) 法人の場合、商号・所在地は、商業登記簿に登載されているとおりに記入してください。
- (5) 「住所市区町村コード」の欄は「市区町村コード表」（88ページ参照）を参照してください。
大阪府以外の市町村は、空白で構いません。
- (6) 免許申請書第1面をはじめ、**押印が必要な箇所には、法人申請の場合は代表者印を押し、個人申請の場合は個人印を押し**してください。
なお、印鑑の種類に制限はありませんが、他者による申請等のなりすましを防止するため、申請者の意思確認を行う目的もあり、できるだけ**登録された実印の使用**をお勧めしています。
また、各種申請や届出の手続きは、**同じ印鑑を押し**していただきますようお願いいたします。

※ 「住所又は所在地」の欄の記入にあたっては、次の区分に従い記入してください。

① 政令指定都市（大阪市、堺市）の場合

例 「大阪府中央区大手町1丁目2番22号」

市区町村コード	2 7 1 2 8	大阪	都道府県	大阪	市郡区	中央	区町村
住所又は所在地	大手町 1 - 2 - 2 2						

区まで記入

④ 政令指定都市以外の市の場合

例 「岸和田市岸城町7番1号」

市区町村コード	1 4 2 0 2	大阪	都道府県	岸和田	市郡区	区町村
住所又は所在地	岸城町 7 - 1					

市まで記入

⑤ 郡（町村）の場合

例 「豊能郡豊能町余野414番地の1」

市区町村コード	1 4 3 8 4	大阪	都道府県	豊能	市郡区	豊能	区町村
住所又は所在地	余野 4 1 4 - 1						

町まで記入

免許申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成〇年 〇月 〇日

近畿地方整備局長
大阪府知事 殿

申請者 商号又は名称 **株式会社 建振フランニング**
郵便番号 **(559-8555)**

主たる事務所の所在地 **大阪市住之江区南港北1-14-16**

氏名 **上山一也**
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 **(06) 6941-0351**
ファクシミリ番号 **(06) 6210-9731**

代表者の印鑑

できるだけ実印を押印

更新のみ記入。更新は有効期限の30日前まで。

受付番号 ※ [] 受付年月日 ※ [] 申請時の免許証番号 [2 7 (1)] [8 9 9 0 0]

(有効期間: 平成20年6月26日～平成25年6月25日)

免許の種類 1. 新規 2. 免許換え新規 3. 更新 3	免許換え後の免許権者コード → []	* 免許証番号	国土交通大臣 () 第 [] 号 大阪府知事
		* 免許年月日	年 月 日
		* 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

項番

◎ 商号又は名称

11

フリガナ	カフ シキカ イシャケンシンフ ランニン
フリガナ	ク
商号又は名称	株式会社 建振フランニング

法人・個人の別
1 1. 法人
2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

個人免許業者は不要

主任者の資格を有する場合は記載

12

役名コード	01	登録番号	27-60000
フリガナ	ウエヤマカスヤ		
氏名	上山一也		
生年月日	S-22年02月02日		

姓と名は一文字空ける

確認欄

※

◎ 宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類

◎ 所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名称

(※新規申請は記入不要)

13

兼業コード	05	建設業
	11	不動産賃貸業
	12	不動産管理業

所属団体コード	04	宅建協会	(加入: H20年 7月25日)
	05	全日	(加入: H20年 7月25日)
	50		(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)

更新申請は、いずれかを記入

◎ 資本金 (千円)	10000
------------	--------------

億 千万 百万 十万 万 千

16ページ コード一覧参照

確認欄

※

第一面

(1) 申請時の免許証番号

更新・免許換えのみ右詰めで記入し、新規申請の場合は記入しないでください。

2 7 (1) **1 2 3 4 5** (大阪府知事(1)12345号の場合)
 ↳ 免許権者コード(88ページの表参照) ※大阪府は「27」です。

(2) 商号又は名称

- ① 商業登記簿に記載されている「商号又は名称」を記入してください。
- ② 「フリガナ」の欄は、カタカナで上段より左詰めで記入し、濁点・半濁点は1文字として記入してください。

(3) 代表者又は個人に関する事項

① 「役名コード」

01	代表取締役(株式会社)	13	代表執行役(株式会社)	05	社員(持分会社)	11	相談役
02	取締役(株式会社)	14	執行役(株式会社)	07	理事	12	顧問
03	監査役(株式会社)	04	代表社員(持分会社)	08	監事	15	会計参与
						09	その他

※代表取締役が複数存在するときは、そのすべての方について「01」を記入

※農業協同組合法等に基づく代表理事には「01」を記入

② 「登録番号」の欄は、宅建主任者登録をしている場合のみ右詰めで記入してください。

登録番号 2 7 - 2 1 1 1 1 (大阪府登録第21111号)の場合
 ↳ 登録都道府県(「都道府県コード表」88ページ参照)

③ 「生年月日」の欄は、次のように記入してください。(昭和55年8月16日生の場合)

生年月日 S - 5 5 年 0 8 月 1 6 日

↳ 明治・M、大正・T、昭和・S、平成・H

(4) 「兼業コード」

01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業・飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業	10	金融・保険業	14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業	50	兼業なし

※実際に収入があるもの、又は収入が予定されているもののみ記入してください。

(5) 「資本金」の欄は、法人のみ右詰めで記入してください。

商業登記簿に記載されている金額を、千円単位で記入してください。

(6) 「所属団体コード」 ※新規申請の場合は空欄です。

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社) 全日本不動産協会	12	その他
09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	50	所属団体なし

(第二面)

法人の場合のみ記入（個人の場合は不要）
申請者以外に役員がいない場合は余白に
「該当なし」と記入

1:2:0

受付番号

※

申請時の免許証番号

27 (1) 89900

項番 ◎ 役員に関する事項（法人の場合）

主任者登録をしている方は、必ず記入

21	役名コード	02	登録番号	27	4444	
	フリガナ	+カタクキヨミ				
	氏名	中田 聖美				
	生年月日	S-12年04月04日				

確認欄

※

21	役名コード	02	登録番号			
	フリガナ	シモカワキヨコ				
	氏名	下川 清子				
	生年月日	S-47年07月07日				

確認欄

※

21	役名コード	03	登録番号			
	フリガナ	ヒラノユタカ				
	氏名	平野 豊				
	生年月日	S-38年03月03日				

※監査役は、専任の取引主任者を
兼務することはできません。

確認欄

※

第二面

(1) 役員に関する事項（法人の場合）

◇この面は、法人のみ記入してください。

◇第一面で項番12に記入した代表者は、記入しないでください。

◇1枚に書ききれない場合は、この様式を建築振興課ホームページから複数枚出力後、記入して次のページにとじてください。

◇「役名コード」の欄は、16ページを参照してください。例えば、取締役は「02」、監査役は「03」です。

◇「登録番号」の欄は、宅地建物取引士登録をしている場合のみ右詰で記入してください。

◇その他の欄の記載は、第一面の代表者欄の記載と同様です。

第三面

(1) 事務所に関する事項

◇この項は「事務所」に関して記入してください。

法人の場合で、「主たる事務所」（本店）については商業登記簿に本店として登載されているとおりに「所在地」を記入してください。

◇「所在地市区町村コード」は、88ページを参照してください。大阪以外は空白でも構いません。

◇「電話番号」の欄は、市外局番・市内局番・電話番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切り、左詰めで記入してください。

◇「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入してください（「専任の宅地建物取引士設置証明書」と「宅地建物取引業に従事する者の名簿」の従事する者の数と一致すること）。

(2) 政令第2条の2で定める使用人については、5ページを参考にしてください。

(3) 専任の取引主任者に関する事項

① この項は、「事務所の専任の宅地建物取引士」に関して記入してください。

② 第三面に書ききれない場合は、第四面に続けて記入し、更に不足する場合第四面をコピーして記入して、次のページにとじ込んでください。

※専任の宅地建物取引士については、6ページを参考にしてください。

第四面

専任の宅地建物取引士が4名未満のときは添付不要

第五面

免許申請書の手数料

大阪府知事免許の新規申請(他都道府県からの免許換え含む)、更新申請の場合は、大阪府証紙33,000円分(消印無効)を貼付してください。

なお、大阪府証紙は、大阪府咲洲庁舎1階、または、りそな銀行の本・支店等の一部で販売しています。申請前にご購入下さい。

※国土交通大臣免許の申請については、国土交通省の案内を確認の上、所定の印紙、領収書を貼付してください。

(第五面)

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
(消印しないでください)

①大阪府知事免許の申請（新規・免許換え・更新）の場合

33,000円分の**大阪府証紙**

② 国土交通大臣免許の更新申請の場合

33,000円分の**収入印紙**

※収入印紙は都道府県の証紙と異なりますので、ご注意願います。

なお、収入印紙は、郵便局又は銀行等で購入可能です。

③ 国土交通大臣免許の新規申請の場合（免許換え新規含む）

国税収納を取扱う金融機関にて、**大阪東税務署**にて**登録免許税**として

90,000円を納付し、その領収書原本を貼付すること。

法人の場合のみ記入
 該当者がいない場合は、余白
 に「該当なし」と記入

添 付 書 類 (4)

とし順2

(A4)

1:5:0

(第一面)

相 談 役 及 び 顧 問 (法 人 の 場 合)

受付番号

※

申請時の免許証番号

27 (**1**) **89999**

項番

51	役名コード	11	就任年月日	H-23	年	04	月	01	日
	フリガナ	ウエヤマ	カス	オ					
	氏名	上山	一夫						
	生年月日	S-12	年	12	月	12	日		
	住所市区町村コード			滋賀	都道府県	大津	市郡区		区町村
	住所	京町	4-1-1						

確認欄

※

51	役名コード		就任年月日		—		年		月		日
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日		—		年		月		日		
	住所市区町村コード										
	住所										

確認欄

※

51	役名コード		就任年月日		—		年		月		日
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日		—		年		月		日		
	住所市区町村コード										
	住所										

確認欄

※

相談役及び顧問

- この面は、申請者が法人の場合のみ使用してください。
 ※ 該当者がいない場合でも用紙右上に「該当なし」と記入し、添付してください。
 なお、申請者が個人の場合は添付不要です。
- 1枚に書ききれない場合は、この様式を建築振興課のホームページから複数枚出力後、記入して、次のページにとじ込んでください。
- 「役名コード」欄 相談役—11 顧問—12

略 歴 書

住民票と居所が異なる場合は2段書きすること

住所	大阪市住吉区帝塚山東2丁目1番44号 電話番号 (06) 6675-xxxx		
(フリガナ) 氏名	ウヤマ カズヤ 上山 一也	生年月日	昭和22年2月22日
職名	代表取締役	登録番号	27-60000
	<p>今回の申請に係る職名を記入 役員で非常勤の場合は、(非常勤)と職名の後に記入</p> <p>宅地建物取引士登録のある人は、記入</p>		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自昭和44年4月1日 至昭和54年3月31日	大阪不動産(株)に勤務 営業業務に従事	
	自昭和54年4月1日 至昭和58年3月31日	無職	
	自昭和56年4月1日 至年月日	大阪不動産(株) 取締役(非常勤)就任	
	自昭和58年4月1日 至平成3年3月31日	同上 専任の取引主任者に就任	
	自平成3年4月1日 至年月日	(株)建築振興不動産 代表取締役 兼 専任の取引主任者に就任	
	自平成4年4月1日 至年月日	(株)建築振興不動産が商号変更により (株)建振プランニングとなる	
	自年月日 至平成4年7月1日	同上 専任の取引主任者 辞任	
	自年月日 至年月日		
	自年月日 至年月日		
	自年月日 至年月日		
	自年月日 至年月日		
		<p>【記入にあたっての注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引士登録をしている人は、登録番号を記入 職歴は、宅地建物取引業であるなしに関わらず全て記入し、空白期間をないようにする 他社で役員をしている場合は、常勤・非常勤を問わず記入 	

就職・就任した日を上段に記入

退職・退任した日を下段に記入

他法人の非常勤役員をしている場合は、その旨記入

上記のとおり相違ありません。

平成〇年 〇月 〇日

押印した年月日を記入

個人印 (認印)
シャチハタ不可

氏名 上山 一也

印

略歴書

- (1) 略歴書の作成が必要な人（同一人が2職以上兼ねる場合は1枚で可）は、
- ・代表者
 - ・役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役など）
 - ・政令第2条の2で定める使用人
 - ・専任の宅地建物取引士
 - ・相談役及び顧問
- (2) 1枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加してください（この場合1枚ずつ署名押印）。
- (3) 記載上の注意
- ・最終学歴終了後、現在に至るまでの就職先名・就任先名及び勤務内容（営業・経理・総務等）役名（代表取締役・顧問・監査役等）を記入してください。
 - ・職歴を省略しないこと。
 - ・無職等のある場合、その期間を記入のこと
 - ・最終学歴は記入不要（在学中の場合のみ、その旨を記入）
 - ・**今回の申請に係る職名等は必ず記入すること**
 - ・**役員で非常勤の場合は、その旨記入すること**
- (4) **法人代表者が同一建物内ある2法人以上の代表を兼務しているときは、常勤できることがわかる書類**（誓約書（見本1参照）等）を添付してください。
ただし、法人代表者が専任の宅地建物取引士を兼ねている場合は兼務は不可。

（見本1）

(A4)
誓約書
大阪府知事 様
私は、(株)●●及び(株)××の代表取締役を兼ねておりますが、下記の理由により宅地建物取引業の代表権行使に支障がないことを誓約します。
記
(例) 上記2法人は同じビル内にあるため
平成 年 月 日
氏 名 ⑩

専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性の確認方法について

大阪府では、専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性を確認するため、申請にあたり、次の添付書類の提出が必要です（大阪府宅地建物取引業法施行細則第2条第2項）。

1. 専任の宅地建物取引士が個人事業主である場合

- (1) 国民健康保険証（コピー）

2. 専任の取引主任者が個人事業主以外である場合

次の（1）または（2）のいずれか1組

- (1) 社会保険被保険者証（コピー） + 社会保険被保険者標準報酬決定通知書

- (2) 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（原本提示）

+ 住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）（原本提示）

※今回、特別徴収切替申請書を市区町村に提出した場合は、その申請書の控えを原本提示

3. その他の留意事項

- ・ 他法人の非常勤役員を兼務している場合は、略歴書にその旨を記入してください（非常勤証明書は不要です）。
- ・ 他法人から出向している場合は、上記に加え出向証明書（原本添付）または出向辞令（原本提示+コピーの提出）が必要です。

法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- 申請者が法人である場合のみ添付してください（個人は不要です）。
- 本店所在地の法務局または支局等の登記官が発行した法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）であることを確認してください。
- 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

■ 登記内容と申請書記載事項との確認

商号の記載は、合致していますか	第一面・項番11
本店所在地の記載は、合致していますか	第三面・項番31
資本金額の記載は、合致していますか	第一面・項番13 添付書類(4)第二面・項番52
目的欄に宅建業を行う旨、記載されていますか	
役員の氏名、住所、就退任日の記載は、合致していますか	第一面・項番12 第二面・項番21 添付書類(6)略歴書
従たる事務所を支店に開設している場合、支店名、所在地は合致していますか	第三面・項番31 従たる事務所

- 現行の謄本で事務所所在地や役員の就退任の変更日が確認できない場合、除去部分の閉鎖謄本が必要となります（更新申請、変更届の時のみ）。
- 組合などの法人については、別途、役員名簿（様式指定なし。職名、氏名、就任日を記載した代表理事の証明印を押印したもの）を添付してください。

添付書類（1）

（第一面）

更新の場合、申請直前の5年間の事業年度について記入

新規…「新規」とのみ記入（法人成りも新規）

更新…当初の免許年月日と免許権者を記入

宅地建物取引業経歴書

免許後、商号変更、法人の合併などがあつた場合その旨記入

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
H○年 6月6日	H○年 4月1日	H 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
大阪府	商号変更 （株建築振興不動 産より）					

2. 事業の実績

1回目の更新の場合、始期は免許の有効期間開始日となります。

イ. 代理又は媒介の実績（※「売買・交換」の欄の上段には売買の実績を、下段には交換の実績を記入）

期 間	H○年 6月 7日から H○年12月31日までの の1年間		H○年1月 1日から H○年12月31日までの の1年間		H○年1月 1日から H○年12月31日までの の1年間		H○年1月 1日から H○年12月31日までの 1年間		H○年1月 1日から H○年12月31日までの の1年間		
	種類		種類		種類		種類		種類		
内容	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	
宅 地	件 数	10			5		10		5		
	価 額 (千円)	500,000			200,000		500,000		150,000		
	手数料	15,000			6,000		15,000		4,500		
建 物	件 数		30			20		30		20	
	価 額 (千円)										
	手数料							4,500		2,400	
宅 地 及 び 建 物	件 数						5		8		
	価 額 (千円)						400,000		600,000		
	手数料						12,000		18,000		
合 計	件 数					20		15	30	13	20
	価 額 (千円)	900,000				800,000		900,000		750,000	
	手数料	27,000	4,500			24,000	3,000	27,000	4,500	22,500	2,400

■ 期限切れ、廃業後5年以内の新規申請の場合、免許の期間中の実績を記入
 ■ 免許換え新規申請の場合、現免許での実績を5年分記入
 ・ 法人は事業年度ごと
 ・ 個人は暦年ごと
 ・ 直前の申告期限が到来している年度分から、5年間遡る
 ・ 年度途中で決算期変更があり、そのために5年間分に満たない場合は、6期分以上必要となる。
 ・ 決算書の各該当科目と照合し、記載金額に漏れや、誤記がないかを確認する

ロ. 売買・交換の実績

種 類		期 間	H○年6月7日から	H○年1月1日から	H○年1月1日から	H○年1月1日から	H○年1月1日から	
			H○年12月 31日 までの1年間	H○年12月 31日 までの1年間	H○年12月 31日 までの1年間	H○年12月 31日 までの1年間	H○年12月 31日 までの1年間	
売	宅 地	件 数	8	6	15	8	6	
		価額(千円)	600,000	500,000	1,200,000	600,000	500,000	
	建 物	件 数						
		価額(千円)						
	却	宅地及 び建物	件 数	7	9	11	7	9
			価額(千円)	700,000	1,100,000	1,200,000	700,000	1,100,000
合 計	件 数	15	15	26	15	15		
	価額(千円)	1,300,000	1,600,000	2,400,000	1,300,000	1,600,000		
購	宅 地	件 数	10	5		10		
		価額(千円)	500,000	300,000		500,000		
	建 物	件 数						
		価額(千円)						
	入	宅地及 び建物	件 数	10	10		10	
			価額(千円)	700,000	600,000		700,000	
合 計	件 数	20	1		20			
	価額(千円)	1,200,000	900,000		1,200,000			
交	宅 地	件 数						
		価額(千円)						
	建 物	件 数						
		価額(千円)						
	換	宅地及 び建物	件 数					
			価額(千円)					
合 計	件 数							
	価額(千円)							

備考

- 1 新規に免許申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
 - 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号変更若しくは組織変更について記入すること。
 - 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
 - 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。
- ※ 「事業の実績」は、個人申請にあっては暦年により記入することとし、法人にあっては決算書類に符号させて記入すること。

経歴書

1 事業の沿革

- (1) 「最初の免許」欄には
 - ・新規申請——「新規」と記入
 - ・更新申請——最初の免許年月日と免許権者（大阪府の場合は「大阪府」）を記入
 - ・免許換え申請——免許換前の免許権者と免許年月日を記入
- (2) 「組織変更」の欄は
 - ・新規申請——記入不要
 - ・更新申請——商号変更、法人の合併、資本金の増資などがあった場合、その年月日とその旨を記入

2 事業の実績

- (1) 「期間」の欄には
 - ・新規申請——記入不要
 - ・更新申請——申請直前5年間の事業年度ごとに記入

{ 法人…定款に定めている事業年度を1期とする。
 個人…1月1日～12月31日までを1年間とする。

※直近1年間の期間は、とじ順6貸借対照表及び損益計算書、とじ順8法人税または所得税の納税証明書の期間と必ず一致すること。
- (2) 「価額」及び「手数料」は消費税額を除いた額を千円単位で記入（千円未満は切り捨て）
 - ・新規申請——斜線を引く
 - ・更新申請——実績がない年は斜線を引く
- (3) 「宅地及び建物」の欄は、いわゆる土地つき住宅について記入（区分所有マンションもこの欄に記入）
- (4) 実績は決算書に符号させてください。
ただし、兼業の場合は、宅建業のみの実績を記入してください。
- (5) 賃貸住宅の更新手数料及び駐車場の手数料は、実績欄には入れないでください。
- (6) 「代理又は媒介の実績」の件数及び手数料の欄は2段になっています。上段に売買、下段に交換の実績をそれぞれ記入してください。
- (7) 決算期を変更したときは、その変更にあわせて記載してください。
※5年で5期以上の時は、同じ様式で追加すること。

3 その他

- (1) 期限切れ、廃業後の5年以内の新規申請の場合は、前免許期間中の実績を記入。
- (2) 実績が1年間以上ない年がある場合は、「申立書」（実績はないが、その間も宅建業を営んでいた旨の内容）を提出（次ページ見本2参照）。

(見本 2)

(A4)

申 立 書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地
商号 (名称)
代表者氏名

代表者
の印

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の〇年間について、宅建業を営んでいましたが、下記の理由により、売買、仲介の実績はありませんでした。

記

(例) 引き合いは多数あったものの金額等の折り合いがつかず、契約には至らなかったため。

※ この「申立書」は宅建業の実績がなかった期間について、宅建業を休業していたのではない旨を確認するために提出していただくものです。

貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表及び損益計算書

- (1) 法人申請の場合のみ、申請日の直近1年分を添付（社名を記載のもの・証明印は不要）。
- (2) 期間については「とじ順5」宅地建物取引業経歴書の直近の1年、及び「とじ順8」法人税の納税証明書」の証明の期間と一致すること。
- (3) 新規申請で、法人を設立して未だ第1期分の決算が完了していない場合は、下記の理由書（見本3）及び開始貸借対照表（見本4）を作成し、添付のこと。

(見本3)

(A4)
理 由 書
大阪府知事 様
<p>当社は、平成〇年〇月〇日に設立し決算日が〇月〇日のため、未だ第一期の決算期が到来しておらず、貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納税証明書が添付できません。</p>
平成 年 月 日
所 在 地 商号又は名称 代 表 者
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 代表者 の印 </div>

(見本4)

開 始 貸 借 対 照 表	(A4)																
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人設立日</div> 平成〇年〇月〇日現在 (単位 円)																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">資 産</th> <th colspan="2">負 債 資 本</th> </tr> <tr> <th>科目</th> <th>金 額</th> <th>科目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td style="color: red;">5,000,000</td> <td>資本金</td> <td style="color: red;">5,000,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="color: red;">5,000,000</td> <td>合計</td> <td style="color: red;">5,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	資 産		負 債 資 本		科目	金 額	科目	金 額	現金	5,000,000	資本金	5,000,000	合計	5,000,000	合計	5,000,000	
資 産		負 債 資 本															
科目	金 額	科目	金 額														
現金	5,000,000	資本金	5,000,000														
合計	5,000,000	合計	5,000,000														
上記のとおり相違ありません。	平成×年×月×日																
所 在 地 商号又は名称 代 表 者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 代表者 の印 </div>																

個人申請の場合のみ

添付書類(7)

資産に関する調書

平成〇年 〇 月 〇 日現在

資 産	価 格 (円)	摘 要
資 産		
現金預金	5,000,000	
有価証券	100,000,000	
未収入金		
土 地	500,000,000	申請者が時価で見積 って記入する
建 物	50,000,000	
備 品	8,000,000	
権 利		
そ の 他		
計	663,000,000	
負 債		
借入金	5,000,000	
未払金		
預り金		
前受金		
そ の 他		
計	5,000,000	

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

資産に関する調書

- (1) この書面は、申請者が個人の場合のみ使用し、法人の場合は不要です。
- (2) 資産・負債ともに他の事業の用に供するものや私生活に供するものも含めてください。
- (3) 「資産」の土地、建物、備品、権利の価格欄は、時価評価価格などを記入してください。

納 税 証 明 書

(その1)・納税額等証明用)

住所（所在地） 大阪市中央区大手前2丁目1-22
 氏名（名 称） 株式会社 建振プランニング
 代表者 代表取締役 上山 一也

個人免許業者については、税目は「申告所得税」となります。

税目	法人税		納付済額	未納税額	法定納期限等
	納付すべき税額				
年度及び区分	申 告 額	更正・決定後の額	円	円	円
(自)平成〇年4月1日 (至)平成〇年3月31日 本税	円 \134,000-	円 *****	円 \134,000-	円 \0	円 *****
	以	下	余	白	
(備考) ○上記の「更正・決定後の額」欄に記載額のないものは、今後税務署又は国税局（国税事務所）の調査により申告額を減少させ、又は増加させる更正が行われることがあります。					

直前の1年度分で、添付の貸借対照表及び損益計算書と同期であること。

第 ○ ○ ○ 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成×年×月×日

〇〇 税務署長

財務事務官 ○ ○ ○ ○ 印

法人税・所得税の納税証明書

- この書面は、申請者の納税地の税務署長が発行（法人（所得）税額の証明書で様式その1）したもの。
※府税事務所ではありません。
- この書面は、申請者が法人である場合は、法人税の申請直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付税額を証明したもの。申請者が個人である場合は、申請直前1年の所得税を証明したもの。
- 申請前3ヶ月以内のものを添付。
- とじ順5「宅地建物取引業経歴書」の直近1年の期間と、とじ順6「貸借対照表及び損益計算書」の期間と一致させること。
- 新設法人で第1期の決算期が未到来の場合は添付不要。

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
 法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
 該当しない者であることを誓約します。

平成〇年 〇月 〇日

商号又は名称 **株式会社 建振プランニング**

氏 名 **代表取締役 上山一也** 印

代表者
の印鑑

法定代理人
商号又は名称
氏 名

印

~~近畿地方整備局長~~
 大阪府知事 殿

この誓約書は代表者が一括して誓約するものであり、第一面に押印した代表者の印が必要。

法人：代表取締役の印

個人：代表者個人の印

誓約書

- この誓約書により、代表者が他の役員などを含め全員が宅建業法第5条第1項各号の欠格要件に該当しないことを誓約することとなります。

確認のうえ免許申請書「第一面」と同一の印を押印してください。

- ※ 法定代理人氏名の欄には、代表者が未成年の場合に法定代理人が記名・押印してください。
- ※ **代表者や役員等が5年以内に禁固以上の刑に処せられ又は暴行等により罰金刑に処せられているとき（執行猶予中の場合を含む。）は、免許できません（免許更新や変更届にあたって欠格事由が判明した場合は、現行免許を取り消すことがあります）。**
この手引き3ページの欠格要件（免許を受けられない者）を参照し、事前によく確認してください。

添付書類(3)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31の3第1項に規定する要件を備えている
ことを証明します。

平成〇年〇月〇日

大阪府知事 殿

商号又は名称 **株式会社 建振プランニング**氏 名 **代表取締役 上山一也**

(法人にあつては、代表者の氏名)

代表者
の印鑑

記

添付書類(8)の名簿の人数と一致
従事者数5人に1人の割合で専任が必要。

事務所の名称	所在地	専任の宅地 建物取引士 の数	宅地建物取引に 従事する者の数
本店	大阪市住之江区南港北1-14-16	2名	7名
谷町営業所	大阪市中央区船越町2-2-1	1名	5名
		名	名
		名	名

専任の宅地建物取引士設置証明書

この専任の宅地建物取引士設置証明書により、代表者は当該事業所のすべてについて証明することとなります。確認のうえ免許申請書「第一面」と同一の印を押印してください。

「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄には、「宅地建物取引業に従事する者の名簿」に記載されている者の数と同じ人数が記入されます。この人数は「専任の宅地建物取引士」を含みます。

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号 申請時の免許証番号 **27 (1) 89999**

宅地建物取引士は必ず登録番号を記載
専任の宅地建物取引士は前に○
宅地建物取引士以外は何も記入しない

事務所の名称 **本店**
従事する者 **7** 名 うち専任の宅地建物取引士 **2** 名

項番

業 務 に 従 事 す る 者						
氏 名	生 年 月 日	性 別	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	
1 上山 一郎	S 2 2 0 2 0 2	1.男 2.女	9106A01	代表取締役	[(大阪) 6000]	
2 中田 聖美	S 1 2 0 3 0 4	1.男 2.女	9106A02	取締役	○ [(大阪) 4444]	
3 下川 清子	S 4 7 0 7 0 7	1.男 2.女	9106A04	取締役	[()]	
4 海野 博	S 4 5 0 6 0 7	1.男 2.女	9106A05	営業	○ [(兵庫) 45678]	
5 星山 のぞみ	S 4 4 0 3 1 4	1.男 2.女	9204A06	"	[()]	
6 森口 茂	S 4 5 1 0 1 0	1.男 2.女	9304A07	経理	宅地建物取引士資格は有しているが、専任ではない従事者	
7 平野 宏司	S 4 8 0 9 0 5	1.男 2.女	9304A08	総務		
8		1.男 2.女			[()]	
9		1.男 2.女			[()]	
10					[()]	
11					[()]	
12					[()]	
13					[()]	
14					[()]	
15					[()]	
16		1.男 2.女			[()]	
17		1.男 2.女			[()]	
18		1.男 2.女			[()]	
19		1.男 2.女			[()]	
20		1.男 2.女			[()]	
21		1.男 2.女			[()]	
22		1.男 2.女			[()]	
23		1.男 2.女			[()]	
24		1.男 2.女			[()]	
25		1.男 2.女			[()]	

「従業者証明書番号」は、前4ケタは初めて宅建業で従事した年と月を表し、次に本店・支店の別をアルファベットで表し、その次に事務所ごとの従業者の番号となります。
【例】2011年4月1日に本店で8番目に雇用された人
⇒ 11 04 A 08
年 月 本店 8番目に雇用

役員の場合は役職名を、その他の従業者の場合には、経理、営業事務、営業など具体的に記載

宅地建物取引業に従事する者の名簿

- (1) この面は、免許申請書「第三面」で記載した事務所ごとに作成してください。事務所ごとに整備する「従業者名簿」と申請日時点で、内容が合致していなければなりません。
- (2) 1枚に書ききれない場合及び従たる事務所がある場合は、この様式を建築振興課のホームページから複数枚出力後、追加記入してください。

- (3) 「宅建業の業務に従事する者」については、個人業者本人や法人業者の代表者、直接営業に従事する者は必ず含まれます。

宅建業のみを営んでいる（専業）業者の場合、常勤役員の全てが含まれるほか、庶務・経理などの一般管理部門に従事する者も含まれます。

継続的な雇用関係にある者であれば、パートタイマーなど形態を問わず、宅地建物の取引に直接関係する業務に従事する者は含まれます。

他に兼業を営んでいる業者の場合、宅建業と兼業業務との業務量を斟酌して判断します。

具体的には、宅建業を主としている者は業務に従事する者に含まれます。また、庶務・経理などの一般管理部門の者も兼業の業務比率に応じて、業務に従事する者に含まれます。

例：建設業と宅建業を1：2の割合で営んでいて、会社に経理が9人いた場合、宅建業に従事する者は9人×3分の2で、6人となります。

※ 監査役は従事者となることができません。

- (4) 「従業者証明書番号」の欄は、前4桁は当該宅建業者のもとで従事することとなった年（西暦年の下2桁）と月（採用月の2桁）を表します（新規免許申請の場合は免許予定の年月となります。

採用月が1桁の数字の場合、前に「0」を付けてください）。

第5桁以降には、本店・支店の別をアルファベットで区分し、その次に事務所ごとの従業者の番号となります。なお、使用済みの従業者証明書番号は再度使用できません。

[「従業者証明書番号」の付し方の例]

- ① A社本店のみの場合

平成17年（2005年）4月に雇用された者で当該事務所における整理番号が5番である者の場合、「0504A05」の7桁となります。

- ③ A社本店・B支店がある場合

A社本店・B社支店と分けた番号とし、A社本店にて新たに1名を採用した場合、過去の退職者の番号は欠番のままにし、新たに「連番号」をつけます。

【A社本店】

「0503A01」

「~~0503A02~~」・・・ 1名退職により欠番

⋮

「0504A09」・・・ 新規採用者の番号

【A社支店】

「0503B01」

「0503B02」

- (5) 「主たる職務内容」の欄は、「代表取締役」「取締役」「営業」「経理」「総務」「事務」などに分類し、具体的に記入してください。

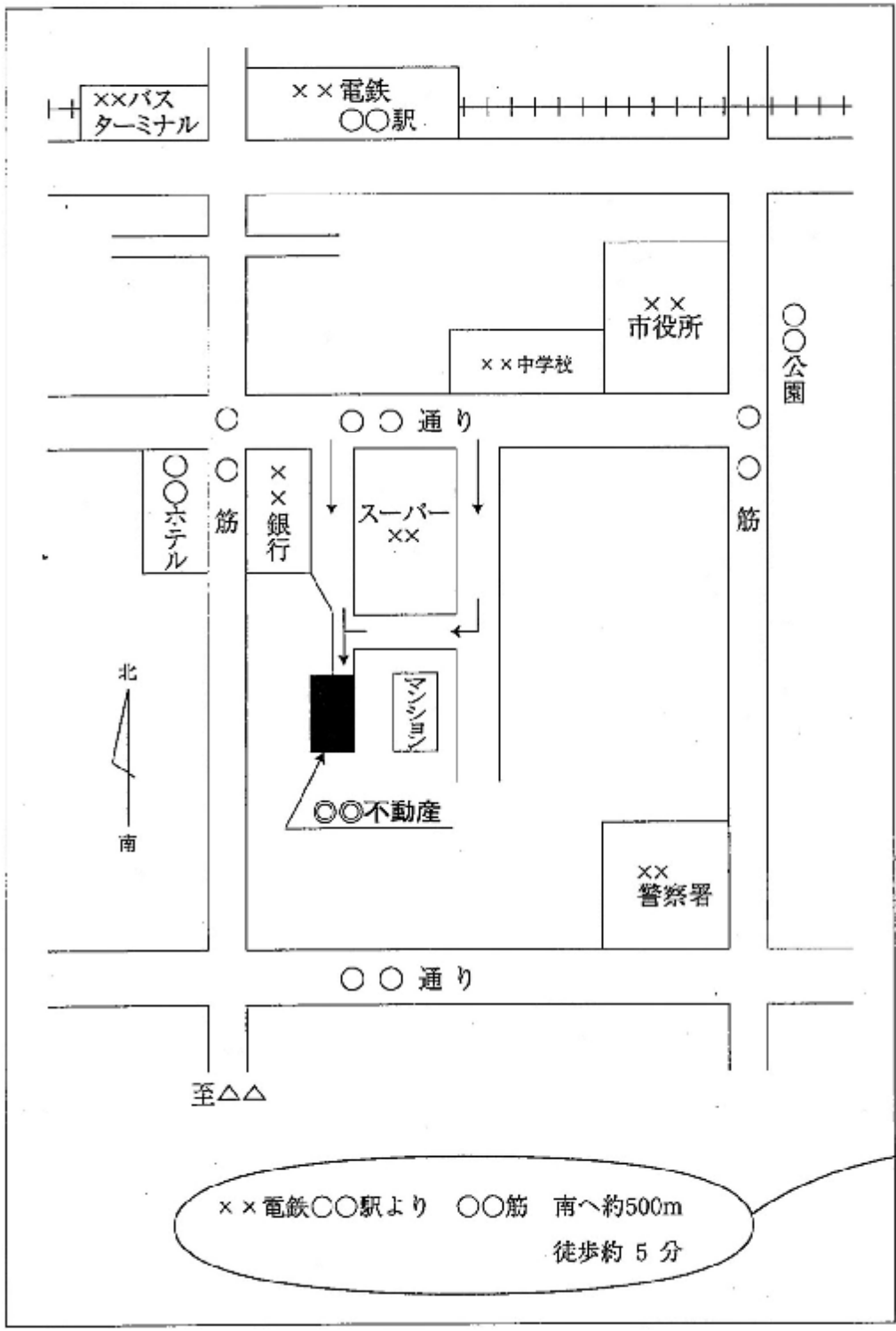
- (6) 「宅地建物取引士であるかの別」の欄には、次により記入してください。

専任の宅地建物取引士・・・○印をつけ、〔 〕内に登録番号を記入

専任以外の宅地建物取引士・・・〔 〕内に登録番号を記入

宅地建物取引士でない者・・・記入不要

事務所付近の地図



■事務所ごとに作成してください。

■最寄駅（鉄道・バス等）から事務所までの道順を記入してください。

この際の途中の目印、目標となる建物等を記入するとともに、方位及び駅からの距離並びに徒歩による所要時間を余白に合わせて記入してください。

事務所は、社会通念上事務所として認識される程度の独立した形態を備えなければなりません。

そのため、事務所は継続的に業務を行うことができる施設で、かつ独立性が保たれる必要があり、他業者と同一事務所内に同居している場合、自宅を事務所として使用する場合、またはテント張りの施設やホテルの室を事務所として使用する場合は認められません。

ただし、固定式で高さ170cm以上のパーテーション等により仕切られ、原則として他の事務所部分を通らずに、当該事務所に直接入れる場合を除きます。

- カラー写真（「ポラロイド写真」等、印画紙と現像剤と一体となったものは避けてください）でサービス版程度の大きさ（デジカメで撮影しプリンターで印刷したものでも、カラーで鮮明であれば可）
- 申請時点で6カ月以内に撮影したもの。
- 写真は切らないこと。ただしつなぎ合わせる場合を除く。
- 必要に応じて追加を指示する場合があります（室内の状況が不明な場合等）。
- 写真の縦横方向は、撮影、添付とも随意

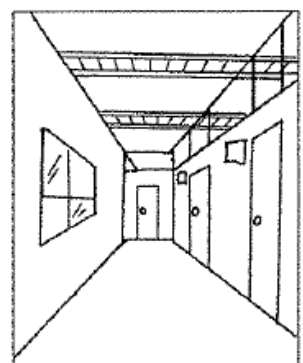
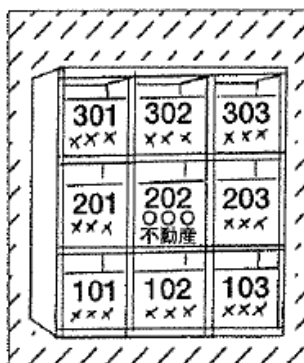
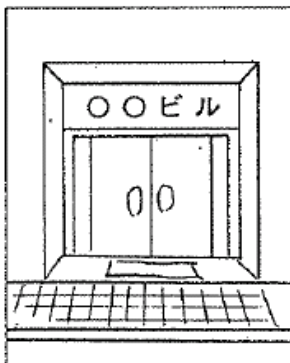
(1)建物の全景外部



- なるべく離れて、隣接建物の一部も含まれるように撮ってください。

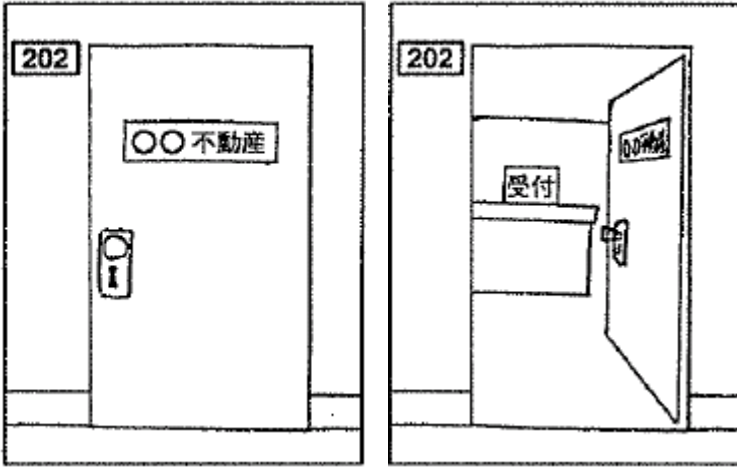
注) 新規の場合は商号、住所、電話番号以外は掲示しないでください。
一枚に収まらないときは、境目が重なる様に2枚以上にわけて撮っても構いません（但し、重なる部分は、のり付けしないこと）。

(2)建物の入り口



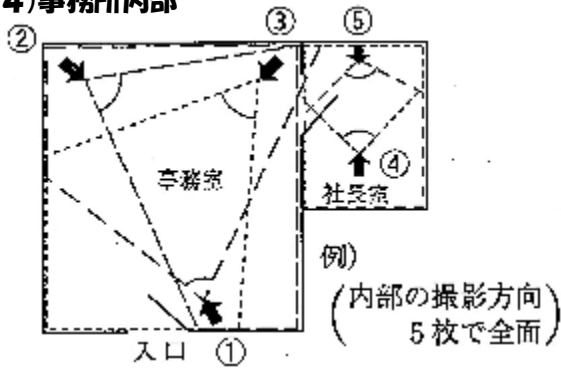
- メールボックス・テナント表示等の階数が分かる写真を撮ってください。
- 他業者と同一事務所内に同居している場合、または、自宅を事務所として使用する場合は、平面図を添付の上、共通の入口と事務所の入口の両方の写真が必要です。
また、事務所内が明確に仕切られていることが分かる写真が必要です（廊下部分や共有スペース等の写真を求める場合もあります）。

(3)事務所の入り口



- ドアを閉めた状態と半開き（半ドア）状態であつ中を見通せるもの。
 - 商号又は名称（申請どおり）を掲示したもの（法人の場合は商業登記のとおり）。
 - 部屋番号の表示がある場合、その表示も撮影する。
- (注) 新規申請の場合は商号、住所、電話番号以外掲示できない（売買・仲介の表示や不動産の広告等で免許の有無に関するもの）。

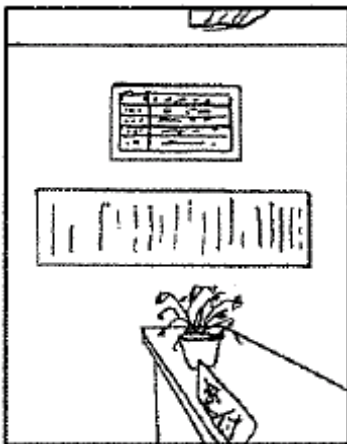
(4)事務所内部



※写真に番号をつけ、その番号と撮影した方向を矢印で記入した平面図または間取り図を添付

- 事務所内全体の繋がりが分かるように多めに撮影してください。
 - 事務机、ロッカー、応接場所及び電話等の設置状況や業者票、報酬額表の掲示状態がわかるもの。
 - ブラインド、カーテン等はあけた状態で撮影して下さい。
 - 更衣室・休憩室・給湯室等営業に関わらない別室は不要。
- (注) 新規の場合は、業者票、報酬額表の掲示はできない。

(5)業者票・報酬額表



宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 大阪府知事 (3) 87654
免許証有効期間	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
商号又は名称	株式会社 ○○不動産
代表者氏名	建 振 太 郎
この事務所における専任の宅地建物取引士	宅 地 花 子
主たる事務所の所在地	大阪市中央区大手前2-1 09-6941-6351

- 来訪者に見やすい場所に掲示したもの。
- 判読できるもの（判読できない場合は、別に大写しにして下さい）。
- 申請時点での現免許の内容と合致したもの。ただし、免許換え(知事→大臣/大臣→知事)及び個人→法人の場合は旧(異動前)の業者票を掲示していること。

(注) 新規及び免許換え（他府県→大阪府）の場合は不要。

(6)平面図・間取り図

事務所の概要や独立性が確認できるよう、平面図または間取り図に写真につけた番号と撮影した方向を矢印で記入して添付する。

申請書と建物登記簿謄本等の所在地に相違がある場合、登記簿の地番等を()で下段に併記

添付書類(5)

事務所を使用する権原に関する書面

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名)本店 (所在地)大阪市住之江区南港北 1-14-16 建振ビル2F	大阪不動産 (株) 代表取締役 秋田健司	大阪不動産 (株) 代表取締役 秋田健司	平成14年 3月2日	平成14年 3月15日 ~平成16年 3月14日 (自動更新)	賃貸借契約	事務所
(事務所名)京橋支店 (所在地)大阪市中央区京橋 9-8-7 (大阪市中央区京橋111番地1)	(株)建振プランニング 代表取締役 上山一也		申請者からみた契約相手方	契約期間の自動更新条項があれば、「自動更新」と記入		
(事務所名)淀屋橋営業所 (所在地)大阪市北区中之島 18-7-6	秋田健司	秋田健司	平成17年 3月20日	平成17年 4月1日 ~平成27年 3月31日	使用貸借	事務所
(事務所名) (所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。
 平成〇年 〇月 〇日
 商号又は名称 株式会社 建振プランニング
 氏名 代表取締役 上山一也
 (法人にあつては、代表者の氏名)

代表者の印鑑

備考

- 1 「所有者」の欄は、事務所所有者の氏名又は法人名(法人の代表者名を含む。)を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途(住居、事務所等)について記入すること。

- 新規および事務所移転(新設)などの変更届では、以下の書類を提示すること(提出は不要)。
- ◇事務所所有者が、申請者自身の場合
「建物登記簿謄本」「固定資産評価証明書」「その他、所有を確認できる書類(固定資産課税通知等)から、いずれかの原本を提示
 - ◇事務所所有者が、申請者以外の場合
「賃貸借契約書」「使用承諾書」「その他、使用関係が確認できる書類」から、いずれかの原本を提示
- ※なお、転賃借の場合や住宅専用建物の場合などでは、所有者からの承諾書の提示を求めています。
- 更新申請時には、契約に変更のない限り提示書類は不要

- 個人申請のみ添付。住所地の市区町村が発行したもので、申請時点で発行後3ヶ月以内のもの
- 外国籍の方は、国籍の記載されている住民票抄本を添付

身分証明書および登記されていないことの証明

- 添付が必要な者は、
 - ・代表者
 - ・役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役等）
 - ・政令第2条の2で定める使用人
 - ・専任の宅地建物取引士
 - ・相談役及び顧問
- ※ 同一人が兼職する場合は、一枚で可
- ※ 代表者が未成年の場合には、法定代理人との続柄を確認できる「戸籍謄本」、法定代理人の「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」が必要です。
- 日本国籍を有する方の添付書類
 - ◇本籍地の市区町村が発行するもので、破産者でなく、禁治産・準禁治産の宣告を受けておらず、後見の登記の通知を受けていない旨の証明書（「身分証明書」）
 - ◇東京法務局が発行する、成年被後見人及び被保佐人として「登記されていないことの証明書」
- 外国籍を有する方の添付書類
 - ◇住民票の抄本（国籍が記載されているもの）
 - ◇東京法務局が発行する、成年被後見人及び被保佐人として「登記されていないことの証明書」
- 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- 「登記されていないことの証明書」の問合せ先
東京法務局 民事行政部 後見登録課
〒102-8226 東京都千代田区九段下南1-1-15 九段第2合同庁舎
TEL: 03-5213-1360
※他の法務局（本局）でも申請できますが、郵送による申請は東京法務局のみです。

専任の宅地建物取引士の確認事項

※ 宅地建物取引士の登録事項に変更がある場合は、事前に右の「資格登録簿変更申請書」を提出する（詳細は下記参照）。
 なお、大阪府以外で登録されている方は、登録されている都道府県に提出してください。

■ 免許申請時点で「宅地建物取引士証」の有効期限が2ヶ月以内に切れる場合は、宅地建物取引士証更新での法定講習受講票のコピーも併せて添付してください。

■ 新規申請で、免許予定日（約5週間後）および更新申請で現免許有効期間内に、宅地建物取引士証の有効期間が切れ、更新の手続きをしていない場合は、申請の受付ができません。

The form is titled "宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書" (Application for Change of Real Estate Salesperson Qualification Registration Book). It includes the following information:

- Applicant Name: 黒沢 五郎 (Kurozawa Goro)
- Birth Date: 1950年4月5日
- Registration No.: 27-598125
- Address: 大阪府大阪市東淀川区東中津 1-10-1
- Phone No.: 0720-22-4410
- Employer: 株式会社 建研プランニング
- Employer Address: 大阪市東淀川区東中津 1-3-1

【注意】 宅地建物取引士に登録内容の変更が生じている場合

- 有効期間内の宅地建物取引士証を有すると同時に、宅地建物取引士登録の内容も現在の事項に変更しておかなければなりません。
 （この手続きは、専任の宅地建物取引士だけでなく、一般の宅地建物取引士や登録後に宅地建物取引士証の未交付の方、退職後に宅地建物取引士証の期限が切れている方も同様です）
- 新規申請の場合は、専任の宅地建物取引士等について、申請時に前の勤務先退職の変更登録を行い、免許通知後に新しい勤務先を登録する必要があります。

変更事項	添付書類
氏名本籍	○変更事項の記載のある「戸籍抄本」（外国籍の方は、変更事項の記載のある「住民票抄本」）
住所	○転居前後の住所記載のある「住民票抄本」 ○居所での登録も可能。公的機関からの郵便物や公共料金の領収書のコピーと住民票を添付
勤務先	○「退職」の場合は、「退職証明書」（原本）または「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」（原本とコピー）を添付。 ○「出向」の場合は、「出向辞令」または「出向証明書」（出向解除も同じ） ※免許失効業者を退職の場合は、添付書類は不要（免許失効日以降に退職の場合） ※初めての勤務や退職の登録手続後の新勤務先については、添付書類は不要 ※勤務先業者の「商号変更」「免許換えによる免許番号の変更」は、添付書類不要